

青森市斎場及び青森市浪岡斎園残骨灰売払契約書（案）

売払人 青森市中央一丁目22番5号
青森市

買受人

上記当事者間において、残骨灰の売払のため、次のとおり契約を締結した。

（売払代金）

- 第1条 売払代金は、1件あたり 円（うち 円は消費税額と地方消費税額の合算額）とする。
- 2 前項の税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約期間）

- 第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

- 第3条 買受人は、契約を締結する際に、火葬予定件数に第1条第1項の売払代金を乗じて得た金額の100分の10以上の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をしなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りではない。
- 2 売払人は、買受人がこの契約を履行したときは、買受人の請求により遅滞なく第1項の契約保証金等を還付するものとする。
- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 4 買受人が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約による保証を付す場合は、当該保証は第14条第2項各項に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

（残骨灰の引渡等）

- 第4条 買受人は、残骨灰を引取ろうとするときは、あらかじめ、売払人にその旨を通知しなければならない。
- 2 残骨灰の引渡は、当該残骨灰の所在する場所において行うものとし、買受人は売払人又は売払人が指定する者の立会を得てこれをすみやかに引取る義務を負うものとする。

(所有権の移転)

第5条 残骨灰は、現状有姿のままとし、その所有権は、前条の引渡があったとき売払人から買受人に移転するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、売払人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第7条 売払人は、民法及び本契約の他の条項に関わらず、引渡された残骨灰の種類、品質又は数量に関し、一切の担保責任を負わない。ただし、売払人が知りながら通知しなかった事実については、この限りではない。

(売払代金の納入)

第8条 買受人は、引渡ごとに売払代金を納入することとし、青森市の発行する納入通知書により引渡日から14日以内に、売払代金(火葬件数に第1条第1項の売払代金を乗じて得た金額)を納入するものとする。

(遅延損害金)

第9条 買受人は、その責に帰する理由により指定期日まで残骨灰を引き取りしなかった場合は、指定期日の翌日から引き取りした日数に応じ、売払代金につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率(以下「遅延利率」という。)を乗じて計算して得た金額を遅延損害金として売払人に納付するものとする。この場合において、遅延損害金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

(作業の実施と実施に係る損害)

第10条 買受人は、売払人の施設内に入場し、収集・運搬・積み下ろし作業等を実施する際、施設の責任者の指示に従い、施設の損壊や労働災害をおこさないように十分注意しなければならない。

2 作業の実施に当たり買受人に生じた損害は、売払人の責めに帰する理由による場合を除き、買受人の負担とする。

(引渡後の取扱い)

第11条 買受人は、売払人から引渡を受けた残骨灰に関して、不法な投棄その他法令に違反する行為を行ってはならない。

2 買受人は、前項の規定に違反し買受人が売払人及び第三者に及ぼした損害は、買受人の責任と負担においてその賠償をするものとする。

(売払人の催告による解除権)

第12条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 買受人の責めに帰する理由により納入期限までに売払代金を納入しなかったとき、又は、納入する見込みがないと認められるとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

(売払人の催告によらない解除権)

第13条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者へ譲渡し、又は引き受けさせるとき。
- (2) 買受人がこの契約の残骨灰の引渡を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (6) 買受人がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。
 - イ 公正取引委員会が、買受人又は買受人を構成員に含む事業者団体に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該命令が確定したとき(受注者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあつては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき)。
 - ロ 買受人が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。
 - ハ 買受人(買受人が法人の場合にあつては、その役員を含む。)又はその使用人に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁

止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(7) 買受人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）又はその使用人が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 買受人が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

(違約金)

第14条 売払人は、次の各号のいずれかに該当する場合において、契約保証金等を免除したものであるときは、火葬予定件数に第1条第1項の売払代金を乗じて得た金額の100分の10に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として買受人から徴収する。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前2条の規定により、売払人がこの契約を解除したときは、第3条第1項の契約保証金等は、違約金として、売払人に帰属するものとする。

4 売払人は、第1項に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。

(賠償の予定)

第15条 買受人は、第13条第6号イからハまでのいずれかに該当するときは、次に掲げる場合を除き、売払人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を売払人に支払わなければならない。

(1) 第13条第6号イに規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同条ロに規定する審決若しくは判決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合

(2) 第13条第6項ハのうち、買受人が刑法198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、この契約の終了後又は第12条若しくは第13条若しくは第14条第2項各号の規定によるこの契約の解除後においても適用する。

(暴力団等による不当介入に対する通報・報告義務)

第16条 買受人は、この契約の履行に当たり、買受人及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、速やかに警察及び売払人へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上、必要な協力を行うものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟等が生じたときは、売払人の事務所の所在地を所管する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協議事項)

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて売払人と買受人とが協議して定める。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、売払人及び買受人が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売払人 青森市長 西 秀 記

買受人